結城市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

本市の財政状況は,引き続き厳しい状況にあり,その健全化を図ることが重要な課題となっております。

本市では,平成17年度を初年度とする「第3次結城市行政改革大綱」及び「結城市行政改革集中 改革プラン」を策定し,積極的に行政改革に取り組んでおり,これらの計画の推進項目の一つとして 「給与の適正化」を掲げその推進を図っているところです。

この取組方針は,平成19年7月に国から示された「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」に基づき策定するものであり,今後の技能労務職員等の給与等の見直しの基本となるものです。

(1) 職種ごとの人数,平均年齢,平均給与等及び民間従業員データ

	The control of the co										
				公務員							
	区分	職員数 平均年	亚地东州	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間	亚拉左数	平均給与月額	A/B		
			半均牛蟹		(A)	の類似職種	平均年齢	(B)			
	全 体	13 人	50.3 歳	359,569円	370,885 円	-	-	-	ı		
	清掃職員	1人	57.4 歳	394,900 円	445,100 円	廃棄物処理従業員	43.3 歳	299,800円	1.5		
	学校給食	6人	47.5 歳	340,867円	350,034 円	調理士	43.1歳	264,900 円	1.3		
	用務員	1人	53.9 歳	373,500 円	378,200 円	用務員	53.9 歳	227,200円	1.7		
	その他	5人	51.4 歳	372,160 円	379,680 円	-	-	-	-		

[「]平均給料月額」とは,平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

民間データは,賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年~18年の3ヶ年平均)

(2)年齡別職員数

(平成19年4月1日)

	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳
区分		~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
	未満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以上
全体	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
一 主 体 				2			1		2	3	5	
清掃職員											1	
学校給食				2						1	3	
用務員									1			
その他							1		1	2	1	

[「]平均給与月額」とは、基本給のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・特殊勤務等の手当の合計額である。

その他とは,作業員及び保育所調理手である。

(3) その他技能労務職員の給与に関する事項

ア給料表

就業規則給料表(国家公務員の行政職給料表(二)に同じ)の5級制を採用しています。 職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

イ 手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手 当・期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

なお,諸手当のうち,主な手当の内容は,次のとおりです。

(平成19年4月1日)

手当の名称	手当の内	国制度との異同		
	配偶者		13,000円	同
扶養手当	扶養親族	1 人につき	6,500円	同
	配偶者なしの場合の1人目	11,000円	同	
住居手当	借家 (家賃 55,000 円以上)	27,000円	同	
注店于3 	持ち家5年目まで	2,500 円	同	
通勤手当	交通機関等利用者の支給限例	55,000円	同	
迪 勒士日	自家用車等利用者の支給限品	24,500 円	同	
	感染症防疫作業手当	1 日につき	600 円	同
	行旅死病人取扱手当	1 日につき	1,400 円	同
特殊勤務手当	植物防疫作業手当	1 日につき	450 円	同
	危険業務手当	1 日につき	500 円	異
	犬猫死体処理手当	1 日につき	500 円	異

ウ 昇給基準

昇給時期を,毎年4月1日と定め,それぞれの勤務実績・勤務評価等に応じて昇給を実施しています。ただし,人事評価制度が確立されるまでの期間は,「勤務評定」に基づき昇給を実施しています。

2 基本的な考え方

本市では,現在まで「行革大綱」及び「集中改革プラン」に基づき,事務事業の見直し,組織・機構の簡素効率化,民間委託,IT化などによる事務の効率化を積極的に推進することにより,適正な定員管理に努めてきました。

また,職員給与については,国に準拠した制度及び運用を基本に,適正な給与体系の確立を図っています。

具体的には,技能労務職員の退職者に対する不補充,給食センターの民間委託,国に準拠した給料表への見直し,各種手当の見直し等を実施してきました。

今後も,退職者不補充を進めるとともに,民間委託等にあたっては,適正な管理のもと,市民サービスの維持・向上等に留意しつつ,効率性・経済性等を考慮し,民間委託等にふさわしい業務については,積極的に民間委託や民営化を推進します。

さらに,技能労務職員の中から,勤務状況や適性等を精査のうえ,一般事務職員への任用換えを行います。

3 具体的な取組内容

(1)給料表

平成19年度から国に準拠した就業規則給料表に改正しています。

(2) 手当について

ア 特殊勤務手当については,数年来見直しを実施しており,現在は5種類の手当を設けていますが,今後,支給実績等を考慮しながら引き続き見直しを行ってまいります。

イ 住居手当については,平成19年4月から国に準拠して,持ち家5年経過後の支給を廃止しています。

(3)昇格・昇給のあり方

現在のところ人事評価制度は導入していませんが,毎年全職員を対象に勤務評定を実施し,昇給・昇格に反映しています。今後,人事評価制度導入の検討を行い,職員の能力・実績をより重視した給与制度への転換を図ってまいります。

4 その他

今後の技能労務職の職員数の推移については、平成19年4月1日現在の技能労務職員数13人のところ、退職不補充や民間委託の推進、一般事務職員への任用換えにより、平成27年度には3人(作業員)となる見込みです。

特に,平成19年8月から民間委託を開始した給食センターの学校給食員については,保育所調理 士として配置していますが,今後の定年退職を考慮すると,保育所調理業務の民間委託等についても 検討が必要と考えております。

技能労務職員数の推移

(毎年度4月1日)

区分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
^ / +	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 体	11	11	8	7	7	5	4	3	3	3	2
清掃職員	1	1									
学校給食											
用務員	1	1	1	1	1	1					
その他	9	9	7	6	6	4	4	3	3	3	2